

令和3年 第3回 福岡市選挙管理委員会

2月22日(月) 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 早良区における投票区の統合について
- ④ 指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議の結果について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和3年3月5日(金) 午前10時30分
- ・令和3年3月22日(月) 午前10時30分
- ・令和3年4月5日(月) 午前10時30分

報告事項 1

選挙人名簿から抹消する者の数について

2月19日区委員会議決分

区 分	抹消者の合計	抹 消 者 の 内 訳		
		死 亡 者	市外転出後 4箇月経過者	在外登録移転者
東 区	898	247	650	1
博多区	1,077	158	919	0
中央区	784	112	671	1
南 区	740	236	504	0
城南区	301	102	199	0
早良区	474	178	296	0
西 区	524	153	371	0
福岡市計	4,798	1,186	3,610	2

参考（2月19日区委員会における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	2月19日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1,276,936	4,798	1,272,138

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

2月19日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	136	0	1	0	137
博 多 区	98	0	0	0	98
中 央 区	136	1	1	0	138
南 区	135	0	0	0	135
城 南 区	74	0	0	1	73
早 良 区	117	0	0	1	116
西 区	70	0	0	0	70
福岡市計	766	1	2	2	767

報告事項 3

早良区における投票区の統合について

板屋投票区の選挙人名簿登録者数が減少したことから、地域住民との協議を行い、板屋投票区を脇山投票区に統合することについて、令和3年2月19日の早良区選挙管理委員会において、下記のとおり議決されたため報告するもの。

記

投票区域の統合内容

期	投票区名	登録者数	投票所	区 域
変更前	板屋	14人	板屋活性化施設	大字板屋
	脇山	1,936人	脇山小学校講堂	大字脇山、脇山一丁目、脇山二丁目、大字小笠木、大字椎原
変更後	脇山	<u>1,950人</u>	脇山小学校講堂	大字脇山、脇山一丁目、脇山二丁目、大字小笠木、大字椎原、 <u>大字板屋</u>

(選挙人名簿登録者数は令和2年12月1日現在)

指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議

報告事項及び提出議題の概要

1 報告事項

(1) 公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望の実施状況について

公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望について、令和2年11月13日に実施した。(別紙参照)

(2) 令和4年度公職選挙法等選挙関係法令改正要望担当市（以下法改正要望担当市）について

1 選定基準

平成23年度通常会議決定事項：第5号議案「平成23年度以降の法改正要望のあり方について」で承認された次の基準により選定を行う。

①担当市2市を設置する。

②2市のうち1市は会長市を充てる。

③1市は要望年度の前年度に行われる主管課長・係長研究会議（春・秋）開催市のいずれかの市とする（要望行動参加市は、副会長市を含め原則4市とする。）。

2 令和4年度の法改正要望担当市について

選定基準に従い、4年度の会長市の熊本市、主管課長・係長研究会議(秋)開催市の仙台市が令和4年度の法改正要望担当市となる。

なお、法改正要望行動は、実施年度の副会長市（福岡市、横浜市）を加え4市で実施する。

2 提出議題

(1) 国に対しインターネット投票の実現に向けた施策の推進を要望することについて

当連合会からも、インターネット投票の実現に向け、国に対し一層の推進を要望し、また、積極的な協力を行うことについて、広島市から提案があった。

20市の承認が得られたときは、今後、法改正要望等の機会に国へ要望するとともに、国の政策の推進に対し、連合会は積極的な協力体制を整える。

(2) 令和3年度役員候補市の推薦について

当連合会には、役員として会長1人、副会長2人以内、監事1人を置くことになっており、任期は1年となっている。

役員の選任については「指定都市選挙管理委員会連合会規約実施上の申し合わせ事項の『1 会長、副会長及び監事の選任について』」で定められている。

1-(1)にあるとおり、この委員長会議において、次期の連合会役員の「候補市を推薦」する。

1-(2)～(4)により、令和3年度の役員候補市は、次の市を推薦することになる。

会 長 市 相模原市

副会長市 川崎市、横浜市

監 事 市 さいたま市

推薦された役員候補市は、役員候補者氏名を推薦する。

推薦された役員候補者は、来年5月に大阪市で開催が予定されている通常会議で選挙され、役員に就任する。

なお、会長は、当連合会を代表し、公益財団法人明るい選挙推進協会の評議員に就任する。

●公職選挙法等改正要望事項（A 要望）

- 1 執行経費の基準改正
- 2 衆議院小選挙区における分割市（指定都市にあつては分割区。以下同じ。）の解消
- 3 障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正
- 4 地方公共団体の議会の議員の便乗による再選挙及び補欠選挙を行うべき事由が生ずる場合並びに「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」による統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について当該選挙を統一選挙として行うこととする事由が生ずる場合の法定期限の変更

●公職選挙法等改正要望事項（B 要望）

- 1 選挙人名簿登録通知の制度化
- 2 選挙人名簿の定時登録後の閲覧申出及び異議申出期間等の変更
- 3 投票管理者、開票管理者及び選挙長並びに同職務代理者の告示に係る住所の記載の変更
- 4 災害等による選挙の当日における投票所の変更
- 5 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者の郵便等投票証明書の交付申請における添付書類の要件緩和
- 6 在外選挙人が海外において郵便等による投票を行う場合の、投票用紙の請求先の追加
- 7 在外選挙人名簿登録申請書の署名の複数記載
- 8 投票者数の男女別集計の廃止
- 9 未使用の投票用紙等の保存期間の見直し
- 10 施設等の管理権に基づく選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターの撤去規定の明文化
- 11 候補者の被選挙権に関する通知の制度化

- 12 選挙公報の掲載申請期間の短縮
- 13 選挙公報の配布義務の緩和
- 14 選挙運動に関する支出制限額の算出根拠となる基準日の変更
- 15 衆議院議員総選挙の準備経費に対する国の負担の明文化
- 16 最高裁判所裁判官国民審査の点字投票の改善
- 17 最高裁判所裁判官国民審査の投票所外の氏名掲示の廃止
- 18 直接請求に係る署名審査期間の延長
- 19 議会の解散投票並びに議員及び長の解職投票における期日前投票及び不在者投票期間の短縮
- 20 議会の解散投票、議員及び長の解職投票並びに大都市地域における特別区設置投票における選挙人名簿登録の移替えの延期
- 21 議会の解散投票、議員及び長の解職投票並びに大都市地域における特別区設置住民投票における記号式投票の期日前投票及び不在者投票への適用拡大
- 22 投開票事務従事者の会計年度任用職員への任用方法の特例的な取扱い